東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成25年度 不適合管理委員会報告情報(平成25年 4月24日(水)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年 4月24日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし 区分 II: 該当なし 区分 II: 該当なし その他: 8 件

その	IB .	8 件		
۱O.		不適合件名	グレード	備考
1	2号機	循環水ポンプ廻りの電線管おいて、変形・破損が認められたため、当該電線管を点検・修理。	GⅢ	
2	2号機	換気空調系中央制御室冷凍機(D)の点検において、弁座吸入弁取付穴周辺にひびが認められたため、 当該部品を交換。	GⅢ	
3	3号機	非常用ディーゼル発電設備(B)機関起動カウンターにおいて、機関を起動しても回数表示がカウントしないことが認められたため、当該カウンターを点検・修理。	GⅢ	
4	4号機	所内用圧縮空気系圧縮機(B)気水分離器ドレントラップにおいて、微小の通気(圧縮空気の漏えい)が認められたことから、当該ドレンとラップを点検・修理。	GⅢ	
5	4号機	所内用圧縮空気系圧縮機(B)気水分離器ドレントラップ前弁において、弁シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
6	1·2号廃棄物 処理設備	洗濯廃液系収集タンク(A)撹拌ラインドレン配管において、ドレン配管の詰まりが認められたため、当該 配管を清掃。	GⅢ	
7	1·2号廃棄物 処理設備	1.2号機廃棄物処理建屋ドラム缶搬送設備の取替及び除却工事において、除却設備に福島県化学物質適正管理指針指定のフロン冷媒(HCFC-22)が内包されていることに気付かず解体処理を実施し、環境中にフロン冷媒(初期充填量120g)を放出させていた可能性が認められたため、対応検討。	GI	
8		焼却設備雑固体投入機投入ダンパシリンダ部において、動作不良(異音の発生、動作遅延及び雑固体投入ダンパの中間開)が認められたため、当該ダンパシリンダ部を点検・修理。	GⅢ	